

第17回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第17回
日本司法支援センター顧問会議
議事次第

1 日時

平成31年2月27日（水）午前10時01分～午前11時58分

2 場所

日本司法支援センター本部 8階会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

【報告案件】

平成30年度業務実績（概況）について

改正総合法律支援法の施行状況について

- ・ 特定援助対象者に対する法律相談援助
- ・ DV等被害者に対する法律相談援助

2018年6月に拡大された被疑者国選弁護制度の運用状況

災害対応について

外国人に対する取組について

認知度調査とこれを踏まえた広報の在り方について

午前10時01分開会

○鈴木局長 それでは、定刻でございますので、始めたいと思います。

顧問の皆様方におかれましては、御多用のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第17回日本司法支援センター顧問会議を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、理事長の板東より一言御挨拶申し上げます。

○板東理事長 おはようございます。本日は、大変お忙しいところ、先生方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから御指導いただいておりますこと、本当に心から感謝を申し上げたいと存じます。

昨年1年間を振り返ってまいりますと、大変、総合法律支援法の改正法の施行、あるいは刑事訴訟法の改正法の施行に伴いまして、大きく法テラスの業務が拡大をしていった年でございます。また、大規模災害が各地で起きるということで、それへの対応ということでも、法テラスとして新たな取組も含めまして、いろいろな国民の皆様のニーズにどう応えていくかということ、努力をしていった1年であったかというふうに考えております。

後でこういったことにつきましては、御報告をさせていただきますので、これからは更に今まで求められていたものを、どう具体化していくかということにつきましての更なる改善についての御提案を頂ければ有り難いと思っております。

それに加えまして、この4月から入管法の改正などに伴いまして、外国人に対する対応も今まで以上に拡大をしていく、大きくいろいろなニーズ、あるいは多様化するニーズに応えるということが求められていくのではないかというふうに思っております。そのように法テラスの業務は常に社会の変化に応じまして、ニーズが更に大きく、あるいは多様化をしていくという状況にあるかと思っております。人員、予算が限られている中ではございますけれども、できる限りの努力を重ねていきたいと思っておりますので、御指導よろしくお願い申し上げたいと存じます。

そういう意味で、今日も活発に御意見、あるいは御提案を頂ければ有り難いというふうに思っているところでございます。

また、長年、座長をお務めいただいております竹下先生、昨年の9月末で御退任ということでございまして、今回からは、ちょっと今日はお見えになっておりませんが、学習院大学の長谷部先生に顧問をお引き受けいただくということで、また新たな角度からも御意見を頂ければと思っておりますのでございます。

本日は本当に短い時間でございますけれども、活発に御議論、御意見を頂ければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○鈴木局長 今、理事長の板東からも御紹介がありましたけれども、顧問の退任と就任がございます。長きにわたり座長を務めていただきました竹下顧問が、昨年9月末の任期をもちまして退任されましたことを御報告させていただきます。

次に、顧問の就任ですが、今月より新たに学習院大学大学院法務研究科教授の長谷部由起子氏に顧問を御就任いただいております。長谷部顧問の専門は民事訴訟法でありまして、司法制度についても研究しておられます。司法制度改革推進本部を初め、多くの政府の審議会員を歴任されております。

また、2年前には「法の支配」という機関紙に掲載されておりますけれども、「法テラスの過去・現在・未来」と題したテーマで、ここにおられます片山顧問を初め、宮崎前理事長、小山司法法制課長の鼎談において、聞き手として進行役を務めていただいたという御縁もございます。

なお、長谷部顧問は都合により本日は欠席をさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、まずは座長の選任をお願いしたいと思います。座長は組織運営規程第6条第7項の規定によりまして、顧問の互選によって定めることとされております。どなたか座長の御推薦などございましたら、よろしくお願いいたします。

○石井顧問 私の方から御推薦申し上げます。片山先生をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○鈴木局長 ただいま石井顧問の方から推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木局長 それでは、皆様に御賛同いただきましたので、片山顧問に座長をお願いすることになります。片山顧問、よろしいでしょうか。

○片山座長 それでは、ただいま皆さんの御推挙によりまして、座長を微力ながら務めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

私は地方自治というものをライフワークにしておりまして、今もその専門分野の教育をしたり研究をしたりしているんですけれども、今日も議題になっておりますが、例えばDVでありますとか、それから災害対応でありますとか、それから先ほども理事長からお話がありました外国人の問題とか、それぞれ今社会の中で大きな問題になっている事情がありますけれども、これらは地方自治体が地域でかかわりのあることが多い分野であります。

その地方自治体と地域と分野を見てみますと、もっと司法の分野で法的に解決をすべき、解決できるということが多いという印象を持っておりますが、長年の慣例といいますか、なかなか地方自治体が、地域で法的に司法を利用して問題を解決するという習慣が身につけておりません。そういう観点からも、地域の司法環境というのはとても重要だと私は常々認識しております、その中でこの法テラスの役割も、ますます重要になってくると思います。

その法テラスの中のせつかくの会議でありますので、皆さん方の屈託のない意見が出て、それができるだけ法テラスのこれからの業務に反映しやすいような、そういう環境づくりといいますか、議事運営に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく御協力のほどお願いいたします。

○鈴木局長 ありがとうございます。

それでは、片山顧問が座長に選任されましたので、以後の議事進行につきましては、片山座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○片山座長 それでは、改めまして、顧問の皆様方におかれましては、御多用中のところ、当会議に御参集を頂きまして、ありがとうございます。

本日は、滝鼻卓雄顧問、村木厚子顧問、それから、先ほどもお話がありました長谷部由起子顧問が、都合によって出席されておられません。また、坂東眞理子顧問は所用により遅れて出席されるとのことであります。現時点で5名の顧問に御出席を頂いておりますので、過半数ということで、顧問会議運営規則第1条に定めます定足数を満たしているということ、まず確認しておきたいと思います。

それでは、早速であります。議事に入りたいと思います。本日の議事について確認させていただきます。お手元の議事次第にありますが、平成30年度における業務の概況について、外国人に対する取組について、それから認知度調査とこれを踏まえた広報の在り方についての3件となります。

事務局から、まず配布資料について御説明をお願いいたします。

○鈴木局長 お手元でございます資料を御覧いただいて御確認をお願いいたします。最初に議事次第、それから出席者の名簿、それから配付資料目録、顧問名簿、そして番号が振っておりますが、資料1が平成30年度の業務実績（概況）に関するもの、それから資料2と資料3が改正総合法律支援法の施行状況に関する資料でございます。そうしまして、資料5が災害対応に関する資料になります。さらに資料6が外国人対応に関するもの、資料7は認知度調査に関するものとなっております。

御確認いただきまして、なければ申し出ていただければと思います。

配布資料は以上でございます。

○片山座長 よろしいでしょうか。

それでは、まず「平成30年度における業務の概況について」を進めてまいりたいと思います。まず「平成30年度業務実績（概況）について」に関して、事務局から説明をお願いいたします。

○細川総務部長 法テラス本部総務部長の細川と申します。本日はお忙しい中お越しいただきまして、どうもありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきたいと思います。

お手元に配布しております冊子、ファイルの資料のうち、A3の折っております資料1を御覧いただければと思います。題名は日本司法支援センター業務実績という題名の表でございます。

こちらの表につきましては、当センターの開業をした平成18年度以降の当センターの主要な業務であります情報提供業務などの各業務につきましての主要な数字をまとめたものでございます。こちらにつきまして、重要な点について若干御説明させていただきたいと思います。

まず、情報提供業務の1行目のコールセンター問い合わせ件数につきまして、こちらを御覧いただければと思いますが、例年30万件程度で推移しております。平成30年度の欄は27万件余りと書いてありますが、これは4月から12月までの数字でございます。30万件を超える見通しでございます。こちらにおきましては、トピックといたしましては、本年の1月5日にコールセンターの問合せ件数の累計が、400万件を突破したというものがございまして、御報告させていただきます。

また、続きまして、民事法律扶助業務・震災法律援助業務の代理援助件数、これまでもこの近年、代理援助件数が増加しているという傾向がございます。平成26年以降、若干の増減はございますが、年々代理援助件数が増加しているところでございまして、本年度におきましても、昨年よりも更に増えることが見込まれているものでございます。

続きまして、水色の国選弁護関連業務で被疑者国選弁護受理件数、1行目の数字でございます。こちらにおきましては、本年6月に被疑者国選弁護の対象範囲が拡大されたということで、推移が注目されているものでございますが、こちらについては別途、中重部長の方から施行状況について御報告させていただきたいと思います。

飛ばしまして、一番下の認知度、こちらについても、過去の顧問会議でも認知度向上につきまして、御議論いただいたところでございますが、今年度、経年を、御覧いただければと思

ますが、増加傾向でございます。こちらの認知度についての現状と分析、今後の広報方針につきましても、本日の議題で取り上げさせていただきますので、ここでは数字を紹介するだけにとどめておきます。

以上が業務実績の概況でございます。

○片山座長 それでは、続いて「改正総合法律支援法の施行状況について」に進みたいと思います。まずは特定援助対象者に対する法律相談援助に関し、事務局から御説明をお願いいたします。

○菅沼第一事業部長 第一事業部長の菅沼でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座って報告をさせていただきます。

資料は資料2を御覧ください。4ページのものになっております。

特定援助対象者法律相談事業、昨年1月24日に開始されて1年が経過いたしました。この間の利用状況と、利用した関係機関からどのような評価を頂いているか、また、現在抱えている課題などを御報告をさせていただきます。

リマインドを兼ねて制度の概要ですけれども、4分の1の資料に書かれておりますような背景でつくられ、制度内容といたしましては、高齢者や障害等で認知機能が十分でない方、かつ近隣に居住する親族がいないなどの理由によって、法的な問題を抱えていても、自ら法的サービスを受けるために行動することが難しい方、そういう方を対象としておりまして、本人からではなく、地域包括支援センターなど、御本人を支援する福祉機関からの申入れで、弁護士、司法書士による出張法律相談を実施すると、そういうような制度になっております。

利用実績ですけれども、昨年1月24日の開始から本年2月8日までの件数ということになっております。申し入れいただいている件数が646件、先ほど申しましたように、福祉機関等からの申入れによって実施しているところでございますけれども、一番多いのが地域包括支援センターで35%ということになっております。

そのほかというところで、68件、約1割ございますけれども、その中には医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関等からのものも含まれております。ほとんどのケースについて、これらの申し入れを頂いた福祉機関の方が同席をして、情報共有をしながら実施をしているということでございます。

法律相談実施件数、若干報告とずれがございますので、申し入れ件数よりも少なくなっているのですけれども、2月8日までに590件実施をしております。多くの方が扶助要件を満たすような経済状態の方ということでございますが、資力基準を超えている方、その方には法律相談

料を負担していただくということになっているんですけれども、現在のところ、福祉機関の皆さんの御協力もあって、問題なく回収の方もできているということでございます。

めくっていただきまして、裏面、4分の2を御覧ください。相談類型ですけれども、相談分野としては多重債務事件、成年後見事件が非常に多くなってございまして、この両方で約4分の3を占めるということになっております。この資料の右横に参考ということで、一般の相談類型ということで書いてございますけれども、一般の扶助相談と比べますと、この特定相談というのに関しては、やはり成年後見、保佐・補助ということになりますけれども、成年後見の類型が多いということになっております。

相談時間ですけれども、基本的には30分程度ということになっております。実際には認知機能が十分でない方の相談になりますので、多少時間を要するというようになっておるのですが、担当者の御協力によってこのようにやっておるということでございます。

相談後の状況、相談結果というところですが、相談のみで終了が45%、相談を継続をしたり、あるいは法テラスの民事法律扶助を使い、もしくは私選という形で、個人的に受任をするということで受任に至っているケースというのが、約43%ということになっております。ですから、4割超えは何らかの形でフォローアップがされているということでございますが、この相談のみで終了になっているものについて大丈夫なのかという御懸念を、事前レクの段階で顧問の先生方から頂いていると承知をしております。

私どもはその点は気にしているところではございますけれども、一方で利用してくださった福祉機関の皆さんに、ちょっとアンケートを実施したところ、その中では一応利用してよかったという高い評価を9割超えで頂いておりますので、しばらくは状況を見ながら、弁護士会とも協議をしながら対応を今後検討していきたいと思っております。

今申しましたように、昨年8月に利用してくださった福祉機関の方にアンケートを実施いたしました。当時まだ利用件数は300件程度だったんですけれども、150を超える福祉機関から御回答を頂きまして、先ほど申しましたように、9割以上の福祉機関から利用してよかったというふうに言ってもらっております。

その理由としましては、問題の解決に結びついてよかった、今後の方向性がわかった、わかりやすく話をしてくれた等々の声を寄せていただいております。また、また利用したいという機関も98%ということで、回答してくれた機関だからということもあるかと思っておりますけれども、ちょっとほっとしているところでございます。

4分の3に「高齢者・障がい者のための出張法律相談」という、ちょっとチラシのようなも

のをつけてございますけれども、これは現在福祉機関にお配りしているチラシになっております。4分の3の下の方に、利用した福祉機関職員の声というのを掲載してございますが、これは今申しましたアンケートの中から、声を拾って上げているものということになります。

現在認識しているこの特定相談に関しての課題なのですけれども、先ほどの件数のところで、顧問の先生方も思われているかもしれませんが、率直に言って利用がまだまだ伸びていない、ニーズが十分に拾い上げられていないというふうに認識をしております。

その原因としては、何と云っても、やはり周知が足りていないのではないかと考えております。そのような状況の把握と周知も兼ねまして、昨年の秋から今年の1月にかけて、御利用のない福祉機関に対して簡単なアンケートを実施しております。約2,000の福祉機関から、全国ですけれども、回答を頂いております。回答を見ますと、やはり回答いただいた4分の3の機関について、この特定援助対象者の事業を知らない、あるいは聞いたことはあるけれども、制度内容を知らないというような結果になっておりまして、まだまだ本当に周知が必要だと思っております。

他方、このアンケートをするに当たっては、先ほど見ていただきましたチラシを同封いたしまして、この特定相談というのはこういうものですよということも、お知らせも兼ねてやったわけですけれども、回答いただいた機関の4分の3の機関からは、今後必要があれば利用したいということも言っております。こういった機関に対して、しっかりと特定相談の利用のやり方等について知っていただくことが大事かなというふうに思っております。こういった周知活動について、引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

すみません、長くなりました。以上でございます。

○片山座長 ありがとうございます。

では、続いて、DV等被害者に対する法律相談援助に関し、事務局から御説明をお願いいたします。

○中重第二事業部長 第二事業部長をしております中重といいます。よろしくお願ひいたします。

座って御説明を申し上げます。

私の方からは、先ほど特定援助対象者法律相談援助について、菅沼部長から御説明がありましたが、それと同時に平成30年1月24日にスタートしましたDV等被害者法律相談援助業務について御報告を申し上げます。

資料3を御覧ください。この制度なのですが、DV・ストーカー・児童虐待が深刻な被害へ

と急速に発展する可能性が高く、早期に弁護士の相談を受けられるよう、弁護士と接点を持ってもらう必要があると設けられた制度でございます。

対象となる方なのですが、この資料3の真ん中の四角に書いてありますとおりでして、DV・ストーカー・児童虐待を現に受けている方ということが要件となっております。それから相談を頂ける内容ですけれども、その次の四角を御覧いただければと思いますが、再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、民事・刑事を問わず御相談を頂けると。その後ですけれども、資力にかかわらず御相談を頂けますが、一定の資産をお持ちの方には後日、相談料5,000円を御負担いただくという制度になっております。

この制度の利用実績なのですが、一番最後の3のところにざくっと数字が書いてありまして、その詳細につきましては、資料3の裏にA3で大きめの資料をつけさせていただきました。約1年、この制度ができて経っているわけですが、1月31日までの相談件数は全体で795件、A3の用紙でいいますと、④面談による相談実施のところの下に、左の枠のところ、真ん中あたりに数字が書き込んでございますが、全相談件数795件、そのうちDVが648件、ストーカーが122件、児童虐待が25件という数字が上がっているところでございます。

右側には認知媒体ですとか利用者の年代ですとか、その後どのような形で手続きが流れていったかという意味で、措置区分ということを挙げてございます。そちらについては、適宜御参照いただければと思っておりますが、まず問題点等々について少し御報告申し上げます。DVについてのこの新しい法律相談ができる以前から、各地方弁護士会等々、このDVについての相談を行っていたわけですし、そのような制度の上にこの制度ができたという経緯がございます。

そういうことを考えたときに、この800件という数字が、適切に案件を拾い上げられているのか等々については、まだちょっと検証が足りていない部分がございます。基本的に警察にはDVが7万件で、ストーカーが2万件ぐらいの相談が上げられているということを考えますと、この数字がまだ適切に、法律的問題が介在する案件を拾い上げているとは言い切れない面もあるだろう、というところも考えなければいけないと思っております。その意味では、警察等々との連携をどのような形で考えていくかということは、問題点として考えていかなければならないと思っております。この点、日弁連もその連携についてどうしようということを考えているところです。

それから、この795件で特にDVは648件と申し上げましたが、この件数であっても、各地方単体会の担当する相談弁護士の数が、地域によっては足りていないという問題が起きております。これはDV等の対応については、ある程度の専門性が要請されるものですから、研修等を

受けた方に名簿に登載をしていただいているという事情がございます。そのような形で考えて、DV・ストーカー・児童虐待、それぞれに名簿をつくっているのですが、各地でまだ弁護士が足りていないという問題が起きているということがございます。その点についても今後課題として考えていかなければならないと思っていますところでは。

それから、この措置区分のところ、最後の円グラフのところ、日弁連委託援助というのがございます。ちょっとわかりにくいと思ひまして、一言だけ御説明申し上げますと、そもそも法テラスは本来業務の遂行、この本来業務というのが、要は民事法律扶助ですとか国選弁護の制度になるわけですけれども、その遂行に支障のない範囲で国、地方自治体、非営利法人または国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関して、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能というふうに位置づけられております。この受託業務というのはそこに位置づけられる制度です。

したがいまして、この犯罪被害者、DV等の被害を受けている方に関しましても、例えば被害届を提出するとか、告訴・告発をするなどという手続に関しましても、この受託業務という流れの中で、弁護士さんが介在して解決をしていくという道があります。ちょっとわかりにくいかと思ひましたので、そちらについては説明をさせていただきました。

DV・ストーカーに関しまして、一応既に存在している制度との兼ね合いということもあろうかと思うのですが、相談者と弁護士とが繋がらなかったことによって大きな問題になっているという話が多く上がってきているわけではございません。ただ、一番皆様の関心であろうと思ひれます児童虐待、これが25件しか吸い上げられていないということにつきまして、ちょっと御説明を申し上げたいと思ひます。

本日も新聞報道で、また虐待防止法関連法案でもろもろ介入を許可するというような記事もございました。世間の関心も高いところであることは重々承知しておりますが、まずこの児童虐待の数が25件しか吸い上げられていないのがなぜかというところですけど、本制度はそもそも本人の申出というものを前提としているという制度というところが、どうしても児童虐待の案件を吸い上げ切れない一番の根本的な理由ということになっています。

具体的な案件を見ればわかることなんですけれども、本人申出が前提となりますので、いわゆる18歳までの高齢の被虐待者がここのケースに上がってきています。後々の制度改革等々については置くとして、とりあえず現状、児童相談所は対応しなければならないケースが多く過ぎて多くて、高齢の被虐待児についての対応が、どうしても後手に回りやすいという報道もあります。そういうことを考えますと、被高齢虐待児に対しての対応という意味においては、一

定限度の役割があるのかもしれないということがあろうかと思えます。

それから、この制度はDV等被害者法律相談援助業務ということでございまして、DV被害を受けた方々の法律相談を受けております。このDV被害を受けている方の相談の中には、あわせて子供さんが虐待されているという案件が、一定限度含まれているということが見てとれるところがございます。そのような形で把握できていく虐待案件もあるということで、現行制度を前提とした場合でも、本制度に一定限度役割はあるものだという形で、法テラスサイドとしては捉えているところです。

とはいえ、現行制度を前提としたとしても、その周知徹底が足りていないということについては、重々承知しておるところでございます。この点、現行制度を前提とする形としても、できる限りの本制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後この後ですけれども、本当に悲しい事件等々が起きてしまって、事後的にこういうことがどうだったということが検証されるわけです。日弁連も関心を持っているところでもございますし、私どもも、何らかの形で制度改正につながるようなことになっていくのであれば、その方向での御協力をするにはあろうかなというふうと考えているところでございます。

ちょっと雑駁な説明で恐縮ではございますが、DV等法律相談援助の説明については、以上にさせていただきたいと思えます。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、2018年6月に拡大された被疑者国選弁護制度の運用状況に入りたいと思えます。事務局から引き続き説明をお願いします。

○中重第二事業部長 引き続き中重の方から御説明を申し上げたいと思えます。資料4になります。

2018年6月に被疑者国選弁護の適用範囲が大幅に拡大をされました。そのことを受けまして、各弁護士の方々に円滑に指名通知をすること、すなわち数が増えた分、適切に指名通知をしていくということが、うちの業務としては一番大切なところになるわけです。2ページめ、1枚めくってもらって裏側なのですが、このことによって確実に平成30年度は、月の数字で見ますと約20%から30%の割合で、選任通知をしなければならない案件は増えたのでございますが、各地方事務所の協力、各単位会、裁判所、検察等々との協議もあって、現状適切に運用はされております。

数が増えたことで業務量が増えたということは間違いのないのですが、それは前提としてもしっかりとした運営が行われているということで、一応法テラスとしましては、非常によかった

など安堵している分野でございます。また、ここも現状、今いいといっても、またこの後どうしても事件数の問題とかで、いろいろな問題が出てきたときには、各地方事務所と相談しながら対応しなければならないこともあろうかとは思っておりますが、現状無事に手続が進んでいるということで御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、次に「災害対応について」に入りたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○細川総務部長 改めまして、総務部長、細川から御説明させていただきたいと思います。

資料5を御覧いただければと思います。昨年、平成30年におきましては、御承知のとおり平成30年7月豪雨のほか、複数回にわたる地震による被害、また複数回、台風による被害が生じております。当センターにおきましては被災者の支援、業務継続、その両方の観点から災害に取り組むようになっております。それにつきまして、項目を書いて御報告させていただきます。

まず、最初は被災者支援について御説明させていただきます。こちらの1に記載しておりますとおり、平成28年に綜合法律支援法が改正されまして、大規模災害の被災者に対する新たな援助が設けられております。その内容については項目2に記載したとおりでございます。著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして、政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から1年を超えない範囲内で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施するものでございまして、平成28年の熊本地震のほか、昨年起こりました災害のうち、平成30年7月豪雨に適用されております。

制度のポイントといたしましては、災害発災時に指定地区、災害救助法の適用区域ですが、ここに住所、居所、営業所または事務所を有していた国民等でございますら、通常の民事法律扶助と異なり、資力の有無を問わず、無料で相談を受けられるというところのものでございます。こちらについては平成30年7月に政令で指定された後、継続して実施されているところでございます。

その利用実績につきましては、3の平成30年7月豪雨における被災各地の相談件数でございます。適用区域が非常に幅広くわたったことから、当センターでも多くの事務所がこの相談を担当しております。主要な被災地でございます広島、岡山につきましては、御覧頂ければわかるとおり、7月から12月の累計実施件数がそれぞれ4,830件、1,390件と相当数に上っております。

ます。

他方、もう一つの主要な被災地でございます愛媛県につきましては、160件にとどまっております。災害が起こった地域的な要因などもあると思いますが、この点については分析していかなければいけないと思っているところでございます。

具体的な相談内容の内訳につきましては、こちらの2枚目の上に記載した表のとおりでございます。相談内容について災害によって生じたということまでは必要がないということで、例えば一覧表の上から3番目の家事（離婚関係）などの事件についても相当数を占めているところでございます。ただ、本文に記載しているとおり、土砂崩れや豪雨による不動産の被害による相談のほか、例えば被災による住宅の建てかえで二重ローンを抱えてしまった相談や、災害に伴い解雇となった相談、災害に伴う保険金の認定・支払いに関する相談など、災害に密接関連するものを含めまして、多岐にわたっているところでございます。

2ページ目の下段が相談の実施場所でございます。法テラスの民事法律扶助による法律相談を行う場所は、一般的に法テラスの事務所や各契約弁護士・司法書士の事務所で数多く行われております。ただ、被災の直後には各事務所に出向くことが困難な場合も少なくなく、法テラスにおきましては、地方自治体、弁護士会、司法書士会と連携し、避難所などを弁護士、司法書士が訪問して相談を実施する巡回相談、関係機関の施設に相談実施場所とする指定相談場所相談など、様々な工夫を行い、一人でも多くの被災者の方に利用していただけるように努めているところでございます。

続きまして、3ページ目に入ります。こちらについて簡単に御説明させていただきますと、法テラスには先ほど申しました改正総合法律支援法に基づく支援のほかにも、こちらのイメージに載せているように、災害の対応に特化した特設ページを設けまして、役立つ情報などの提供に努めているところでございます。

以上が被災者支援に関する主要な対応でございます。最後に簡単に業務継続について、問題になった事例などについて御紹介させていただきたいと思っております。

まず、国選弁護等関連業務の継続、こちらについて御紹介させていただきたいと思っております。法テラスの業務の中でも特に国選弁護の関連業務につきましては、日々裁判所からの指名通知依頼がございますので、法テラスの事務所が停電、電話やファックスが使えない状況でも継続する必要があります。

特に問題になりましたのは、北海道胆振東部地震でございます。全道停電したという事情がございます。国選弁護業務の継続のために、職員が携帯電話を使って裁判所と連絡をとつ

たり、通常はファックスで行っている書面のやりとりを、裁判所の職員や当センターの職員が直接やりとりするなどして、業務継続を努めております。そのほか、台風などで職員が出勤できないような場合もございますので、そういったときには業務時間の短縮、一時閉鎖、各地方事務所の代表電話をコールセンターで受電するなどして、災害に際して極力業務を円滑に進めるといった対応を進めているところでございます。

最後に昨年度起こりました地震、台風、豪雨、いずれの災害におきましても、法テラスの事務所の建物、職員に関しては、大きな影響はございませんでした。不幸中の幸いであったということについて御報告させていただきます。

以上でございます。

○片山座長 ありがとうございます。

以上で「平成30年度における業務の概況について」を全て一括して御説明いただきました。これらにつきまして、それでは顧問の皆様方から御質問、その他御意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。

○高木顧問 二、三日前、テレビで私は見ただけなんですけど、スクールロイヤーというのを何か学校に置かれて、児童虐待問題に特に対応するというような報道がなされておりましたけれども、スクールロイヤーというのはどういうもので、法テラスとどんな連携になるのかなと思ってちょっとニュースを聞いておりましたが、まだこれから詰める話なんですか。

○中重第二事業部長 第二事業部長の中重です。

スクールロイヤー自体は、実は各地方の弁護士会は、かなり濃淡あるにせよ、学校に入っていっていろいろな御相談を受けるということはやっているということは、我々も理解しております。ただ、法テラスの弁護士がどのような形でそこに入っていくかについては、まだ議論が全然進んでおりませんし、果たしてそういうことが地域のニーズとマッチして、我々の制度とマッチしてうまくかみ合うものなのかということについても、ちょっとまだ議論としては途上という状況でございます。

いずれにしても、虐待の発見とかいろいろな意味において、学校という場所が非常に大事だという認識は持っておりますので、何らかの形で話が発展していくことを祈っていると、もちろんそれに対して我々としてもいろいろな御協力をしていきたいと思っているというところなんです。

○板東理事長 スクールロイヤーという制度自体は文部科学省の方で、今までスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、いろいろな職種の方を置きながら、非常勤でこ

ざいますけれども、先生だけではない、教職員だけではない対応の充実ということでやってきている中の一環として、スクールロイヤーも必要だろうということで始めているんですけども、基本的にまだこれからという、なかなか数としては十分に普及しているということではないかと思えます。

法テラスの関係も、先ほど児童虐待のお話もありましたけれども、やはり本人に手を挙げていただくとしても、やはりいろいろな関係者がこういう制度のことを知っていただくということが、やっぱり子供にそういう情報が届くためにも重要だと思っております、教育機関との連携、今は福祉機関との連携はかなり、先ほど御紹介いたしましたように進みつつあるかと思えますけれども、教育機関との連携、少なくともこういう相談援助なんかがあるということの周知とか、あるいは今福祉機関との関係では、例えばスタッフ弁護士なんかとの関係で、ホットラインなんかを結んでいるケースがございますけれども、いろいろな形の連携、協力というのが、福祉以外の分野でも今、必要になってきている部分があるだろうと。

ただ、今マンパワーの点で十分かどうかというところとか、これからいろいろな関係を構築していかななくてはいけないという面があるかと思えますので、余り多大なことをいきなりというわけにはいかないと思えますけれども、先ほどの児童虐待の問題全体としても、もう少し幅広いところとの連携とか、周知を徹底をしていくということが必要になってくるかなというふうに思っております。

○丸島理事 スクールロイヤーとならんで、児童相談所への弁護士の配置の問題につきましては、塩崎厚生労働大臣のころに、児童虐待の事件を契機として厚生労働省から日弁連に全国の児童相談所に弁護士を配置できないかという話が寄せられたことがありました。その後、各地で、常勤体制はなかなか難しいものの、弁護士を非常勤で児童相談所に配置することが進められてきました。その中では、法テラスのスタッフ弁護士も、例えば高知では、ベテランのスタッフ弁護士が児童相談所から信頼を得て活動しておりましたところ、スタッフ弁護士を退任したことに伴い、県内に定着し児童相談所での活動を大きく広げているという事例も報告されております。各地のスタッフ弁護士からも、子どもの権利擁護の分野に携わっているケースが多く報告されているところです。まだまだこれから人材面でも財政面でも手当てが必要だと思っておりますが、児相を初めとする関係機関との連携を一層深めていくことが必要とされるだろうと思っております。

○津島顧問 児童虐待の問題は報道もあって皆様方、大変な関心はお持ちだと思うんですけども、私は日本の社会の基本問題が絡んでいると思うんですね。一部のマスコミで書いている

ように、家庭というのはオムニポテンツというか、なかなか外からは踏み込んではいけないというあれがあった。しかし、それはどうなんだろうと。かわいそうな子供がひどい目に遭うというのは、むしろ家庭の方が多いかもしいよと。それから、彼らはどこへどういうふうに助けを求めていいかわからないと。

もしそうであるとすれば、これは片山さんの御経験を借りたいんだけど、日本の地域社会として、あるいは国の制度全体として、何か基本的なことをやらなきゃいけないかという、私は印象を持っているわけです。

それで、お伺いしたいのは、今、国会あたりで何かそういう動きがあるのかどうか、もし不足であれば、私どももそれなりに訴えていかなきゃいけないんじゃないかと思っているんですが、どうでしょうか、片山さんの御経験からいって。

○片山座長 今おっしゃったことに関連しますと、いまだに家庭が随分変化してきたことに対して、それをケアする行政の施策なんか、とても変化についていけないんですね。例えば典型的なのが民生委員・児童委員ですね。100年たったんですけれども、今こそ本当は出番なんです、民生委員の方が高齢化とか、なり手不足とか、それから権限の問題とか、それから処遇の問題とかがあって、これがほとんど今日風になっていないんですね。そういうところは一つ大きな論点だと思います。

それから、さっきスクールソーシャルワーカーの話がありましたけれども、教育のような古典的というか、基礎的な行政分野のところ、やっぱり旧態依然としたところがあって、冒頭、私は御挨拶を申し上げましたけれども、本当は法的に問題を解決しなきゃいけないことがすごく苦手でして、今回野田市の教育委員会なんかも、自分たちが本当は法的に解決しなきゃいけない、脅しに対して何をしなきゃいけないのかというのは、さっぱりわかっていないんですね。そういうところをもう少し改善して修正していくという、そういうことは必要だろうと思いますね。

○山崎理事 これまでのスクールロイヤーの今のところの主な仕事は、私は児童虐待もさることながら、いじめの問題といわゆるモンスターペアレントへの対処だと思います。しかしながら、今後は、児童虐待の問題にも手を伸ばしてもらいたいと、個人的には考えています。

それから津島先生のお話で、やっぱり結局、虐待の認定に対する大きな壁があって、ちゅうちょをしてしまうんです。例えば厚労省が平成27年ごろから新しい189番（イチハヤク）という、児童虐待の通報、保護のための特設の電話番号を設けたのですが、これを見ても、月に3万件以上のコールが来るんです。

しかしながら、その短縮ダイヤルを設けた当初は4割ぐらいが接続できないで終わっていることが問題視されてきました。現在は、接続率が改善されたようですが、接続できない電話もあるそうです。その原因の一つと言われているのは、通報者の逡巡があるといわれています。これは、実際に通報した方の投稿を読んだのですが、通報するまでに、何回か電話をし、つながるまでに電話をきってしまうのだそうです。多くの方はちゅうちょをするんですね。今日は電話をしてやるぞと決心しても、呼び出しているうちに、ちゅうちょするのだそうです。本当にしていいんだろうか、あるいは本当にいじめなんだろうか、しつけの一部じゃないかという、そこが大きなネックになっているのではないかと思います。

また、虐待の問題で通報になったとしても、実際に一時保護になるという人は1割ぐらいしかいないことが次の課題ではないでしょうか。やはり、児童相談所としても、児童虐待の認定に慎重になり、保護につなげる割合が低くなっているのだと思います。つまりこの通報件数と一時保護のギャップをどう埋めていくかを今般の事件を契機に真剣に取り組むべき時期に来たとおもいます。

私の個人的な意見なんですけれども、児童虐待認定についてハードルをより低くした方がよいと考えています。これまでは、親権、監護権、親のしつけへの配慮というものがあったのだと思いますが、昨今の状況に鑑みると、もう少し虐待のおそれというもののハードルを低くした方がいいのではないかと考えています。また、一時保護を解き、親族に児童を戻す際には、今後さらなる虐待行為が行われないことの確証が取れない限り、保護を継続する必要があるのではないのでしょうか。虐待をしている両親からの圧力に屈することは子供の保護にとって、最悪の選択ではないのでしょうか。

新聞報道等によりますと、自民党の方も、それで大分動いていただいて、監護権の制限問題や、児童虐待罪という新たな罪の創設等の新しい動きが、出てきたようです。厳罰化だけで、児童虐待を防げるとは思いませんが、少し動きが出てきたことに期待したいと思います。

○津島顧問 今のお話の中で、電話で子供さん自身がかけてくるというのは、どのくらいあるんですか。

○山崎理事 その割合がわからないんですけども、比較的多いのはやっぱり近所の方ではないでしょうか。悲鳴が聞こえてくるとか、夜になるとどなり声がすると。その通報を手掛かりにして、虐待の恐れがある家庭を徐々に特定していく作業がまた一苦労だと思います。おそらくあの家庭ではないかと推測し、その家庭を訪ねると、中には親御さんの方で、誰が通報したんだと、通報した人を特定するなら、事情をすれば話してもいいが、どこの馬の骨ともわから

ない者からの電話で動くのかと、相当罵倒することもあるそうです。でも、そういうところも少しずつ改善工夫する必要があると思います。多分、子供自身が電話するというのは、なかなか難しいなと思いますよね。

○中山顧問 私が地方自治体の中にかかわっていた経験で申しますと、子供の虐待が見えてくる場としては、例えば保育園のお昼寝の着替えのとき、体にあざがあるなどで、また地域の近隣の方が泣き声などで、周囲の大人が気付くのが通常であると思います。

この間の事件のような子供が声を上げる、先生、どうにかなりませんか、あれは本当にめったにないことであると思います。子供は親にかわいがられたい、自分から親のことを外に言いたくないというのが多いように聞いています。また、保健所の保健師がゼロ歳児健診から3歳児健診、いろいろな機会に兆候をとらえ、家庭訪問等もして、おかしいなとかかわりを持ちます。

それで私が実は在職中にも、虐待を疑うなどんでもないと保護者から保健師が訴えられそうになったこともありました。私は訴えられてもいいから、はしごは外さないから、問題だと思ったら、かかわるよというようにやっておりました。今地域の中には、孤立した子育てに悩むお母さんたちがたくさんいます。現在児童館は、午前中の学童の子供たちが来ない間は、就園前の親子の広場、集まりの場を提供して、そこに来ることによって、母親たちがつながり、子供とうまくかかわれるよう、母親として子育てを楽しめるよう支援しています。今、子育てを支える行政と組織のネットワークが大事です。

また、座長がおっしゃられたように、今回の事件での教育委員会等の対応というのは、最悪です。自治体の窓口において、現在、幾らでも脅しやトラブルなどあります。そうした場合、警察とも連携しています。また、今自治体には弁護士さんは任期付任用でかなり入ってきている中で、教育委員会等もそういったところで個別の相談をする等の対応もとられていると思います。スクールロイヤーも、いじめ、モンスターペアレンツ対応が中心ではあると思うんですけども、虐待等々の対応のネットワークが地域の基礎自治体の中でできている現在、十分連携して機能できると思います。また、家庭の機能が変化している中で、今までのどちらかという家族機能を再建しようというようなところで、なるべく子供を家庭の中に戻すというようなところでやっているところが、家族機能への支援というところは全く不十分という中で、子供を戻して悲劇も起こっているというようなことがあるのではないかなと思います。

○片山座長 今、中山さんが言われた、自治体が任期付の法曹弁護士を採用するというのはあるんですけども、まだあんまり一般的ではないですね。東京都なんかは……

○中山顧問 23区はもうかなり採用が進んでいると思います。

○片山座長 ただ、全国的には必ずしも一般的ではなくて、一番進んでいたのが、例のと言うと変ですけども、明石市なんですよ。ちょっとあんなことになって残念なんですけどもね。市長さんの暴言は暴言として、やっていることは見習うべきだと思いますね。

○津島顧問 そこで最後に一言申し上げますが、法テラスでこの問題を全体として扱うことは、それは不可能なんです、法テラスからも立法府へ向けて、あるいはそれは政策官庁に向けて、ひとつ検討してくれないかという意見を述べていただくといいかなと。

○片山座長 よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。「外国人に対する取組について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○菅沼第一事業部長 それでは、菅沼の方から、また御報告をさせていただきたいと思います。

資料は資料6になりますけれども、初めにA3でとじてあります、ページでいきますと5分の4になりますけれども、このページを御覧いただけますでしょうか。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）というものでございます。入管法が改正されまして、この4月から在留資格が拡大されることとなります。その受入れ体制整備のために、政府が昨年の12月にまとめたものがこの総合的対応策ということになりまして、その概要を資料としておつけしてございます。そのうちのちょっと黄色でマーカーをしてありますけれども、左側、生活者としての外国人に対する支援の（2）生活サービス環境の改善等の③交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル等への対応の充実というところで、消費生活センターの後に法テラスというところが入ってございます。

もう少し具体的なものとして、次のページ、5分の5を御覧いただけますでしょうか。

これは総合的対応策の本文の方でございます。具体的な施策といたしまして、法律トラブルについては、日本司法支援センターにおける通訳業者を介した三者間通話により、法制度や相談窓口等の情報提供を行う多言語情報提供サービスについて、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、利用件数の増加に対応した通話回線等の確保など、更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行うということが施策として定められております。

このように法テラスとしても外国人材の受入れ・共生のために役割を果たすことが求められているということでございますので、所管である法務省とも相談しながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

このような状況にありますことを前提に、現状についての御報告をさせていただきまして、あわせて、やはり課題に思っていることについて御報告をさせていただきたいと思えます

資料5分の1、資料6の1枚目にお戻りいただけますでしょうか。

法テラスが取り組んでおります外国人に対するサービスでございますけれども、まず第一に、先ほどもちょっとありました多言語情報提供サービスということで、入り口の支援をしております。これは平成25年度から実施しておりますものでございまして、利用イメージ、その左図に書いておりますように、通訳業者を介した三者間通話によって日本の法制度、あるいは相談機関を御紹介をしているということでございます。法律相談を御希望になるケースも多いことから、法テラスではコールセンターではなくて、最寄りの地方事務所が担当しまして、この三者での通話に入っているということになっております。

右側に件数の状況について書いてございますけれども、利用実績のところにありますように、平成26年、908件から昨年度、平成29年度は3,000件を超え、今年度、平成30年度は3,800件ぐらいいなる見込みでございます。

言語は現在そこに書いております7言語で対応しているところでございまして、多いところからポルトガル語、英語、タガログ語、中国語というような順番になってございます。対応言語は、日本に適法な資格を持って在留をしている在日外国人の数で、一応それを目安にして決めておりまして、旅行者とかでいいますと、例えばフランス語を話す方とかロシア語を話す方なども多いと思うのですが、ちょっとそこにはまだ対応ができていないという状況でございます。

5分の2をめぐっていただきまして、裏面を見ていただきますと、上の方に言語が書いてございます。先ほど申しましたような順番で上から並べてございます。

5分の3、次のページ、ちょっと横置きになっておりますけれども、5分の3の資料が、相談分野を地域ごとに整理をしたものということになっております。トータルで見ますと、おおむねこの順番に並べておりますように、家族、職場、生活上の取引、法テラスに関しての問合せ、事故・損害賠償などが多いのですけれども、やはり働いている方が多いと思われる愛知とか三河とか東京などでは、職場に関する相談が相対的に多いかなというふうに思っております。それから、結構交通事故に関する相談なども多くなっておりますというのが、気がついたところということでございます。

この多言語情報提供、先ほど申しましたように、平成25年度以降実施しているのですけれども、昨年11月、12月に初めて満足度調査というのを行いました。これは通訳業者の方にやっ

てもらったので、若干ちょっとバイアスがかかっているかもしれませんが、一応95%の方に、一応満足したという評価を頂いているという状況でございます。

もう一度5分の1の方に戻っていただきまして、もう一つ私どもが外国の方に対して行っているサービスといたしまして、中ほど、下の方に書いております民事法律扶助、主には法律相談ということになりますけれども、についてちょっと現状を御報告をしたいと思います。そこに書いてございますように、日本に住所があって適法に在留している外国人の方には、日本人と同じ条件で民事法律扶助の無料相談、それから代理援助をお使いいただけるということになっております。

外国人の場合、在留資格が絡んでいたりとか、あるいはどこの法律を適用するのかというような準拠法というのですけれども、そういうちょっと固有の問題もあつたりするものですから、地方事務所によっては専門相談を設けておりまして、そういった外国人の法律相談に対応できる弁護士等の名簿を設けて、その方たちに対応をしてもらっているというところもございます。

ただ、まだ十分そういう体制を設けられているということではなくて、全国今それで対応できているところ、私ども本部が把握しているところということなんですが、8カ所ございます。東京、埼玉、神奈川、それから外国人が多い浜松、愛知、三河、それから大阪、兵庫ぐらいでございます。必要があれば通訳人を手配してやっているということでございます。

相談件数、資料の右側ですけれども、専門相談をやっております東京の専門相談の件数ということでございます。これもまだまだニーズが拾えているかどうかという問題はあるんですけれども、やはり増加していると、そういう中でも増加しているという状況でございます。

今後の課題として、そこに一応まとめて書いてございますけれども、やはり先ほど御紹介しましたような求められている役割からいたしますと、やはり担い手の確保というのが一番重要な問題なんだろうというふうに思っております。これは弁護士、司法書士など相談に対応する法律専門家、それから通訳人の確保ということでございます。この点につきましては、今後の課題になりますけれども、弁護士会とも協議をいたしまして、体制を整えていきたいというふうに思います。

それから、外国人の方からのお問合せ、御相談に関しては、法的な問題以前のあるいは法的な問題に絡めて、法的な問題以外の様々な行政的な問題であつたりとか、様々な問題があろうかと思えます。ですから、そういう意味では、適切な支援機関をちゃんと情報提供できますように、関係機関との連携を進めていくということが大事だというふうに思っております。

そのような役割をこの多言語情報提供サービス、そういうふうな役割を担い得るような仕組

みだとは思っておりますけれども、まだまだ周知も足りておりませんので、周知をしていきたいというふうに思っております。今年度は日本語の教育をしている日本語専門学校のようなどころにチラシ等を配りまして、周知に努めたところでございます。ホームページでも対応しておる7カ国語で、一応御案内のページを用意をいたしまして、チラシもダウンロードできるようになっております。でも、そういうようなことも知っていただくということが必要ですので、更に周知に力を入れていきたいというふうに思っております。

御報告としては以上でございます。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見の方を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○坂東顧問 遅れて参加して申し訳ないんですけれども、外国人に対する支援というのはこれから大変重要になると思いますが、民事法律扶助は適法に在留する外国の方ですけれども、いろいろな被害に遭われる方たちは、適法じゃない方たちが多と思うんですが、そういう方たちは相談には応じるんですか。それとも、そういう人たちはもう全く対象外ということで、最初にあなたは適法ですか、どうですかというようなことをチェックするんですか。

○菅沼第一事業部長 多言語情報提供サービス、だから情報提供のサービスの方は、もう資格を問わず、匿名でも御利用いただけるようなサービスですので、多言語情報提供サービスの方で、まず基本的な法制度はこうなっています、あるいは相談機関がこうなっていますというふうなことを御紹介できればと思います。

私どもが関わっております、例えば在留資格的はもうなくなってしまった、あるいは不適合になっている方に関しては、日弁連の委託援助という日弁連の方の委託を受けて行っているサービスがございまして、その辺を使って弁護士の手助けを受けられるという仕組みがありますので、そちらを御紹介をするということで、対応させていただくことになろうかと思います。

○坂東顧問 ありがとうございます。これからそういう方がとても増えてくるだろうと思いますので、大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

○丸島理事 今話がありました日弁連の委託援助というのは、難民認定申請や在留資格等を巡る問題、あるいは在留資格がないために民事法律扶助を利用できない方の訴訟代理、子どもの人権救済、少年事件、生活保護申請、精神障がい者、犯罪被害者の支援など、9つの分野の法的支援について、法テラスが、業務委託を受けて日弁連の基金によって事業を行っています。

○片山座長 最後の御説明のところ、今後の課題のところに関係機関との連携とありますけ

れども、これはとても重要だと思うんですね。自治体と連携はもちろんです、都道府県単位に国際交流協会とかがあるんですね。これが先ほど坂東委員がおっしゃった、不法の人も含めて結構駆け込み寺になってきているんですね、外国に関係があるということで。

それで例えば外国人妻がDVを受けたとか、それから賃金を払ってもらえないとか、いろいろな相談が来るんですね。だからそこと連携をされるといいと思いますね。県によっていろいろ対応度合いには差があって、とても親切なところもあるし、つけんどんなどところもあるんですけども、いずれの地域でも連携されるといいと思いますね。

○菅沼第一事業部長 ありがとうございます。現在、多くの地方事務所が地域の国際交流協会とは、国選の通訳人の確保等の関係で、いろいろ御協力を頂いたりという関係を、持たせていただいていると思うのですが、これから外国人に対する法的トラブル支援という点でも、一層協力関係を強めていければと思っております。

○板東理事長 関係機関等の連携の関係では、これからワンストップセンターというのが各自治体、県、全国100カ所で作られるという話がありますので、そこもいろいろなところと連携を結んでいくということになると思いますので、是非その中にも組み込んでいただくということも必要だと思っておりますし、それから、私自身も現に幾つかの事務所に訪問した中には、例えば同じ建物の中に、お向かいにそういう国際交流協会のようなところがあって、割合外国人の相談などに対しても、実質的に連携がとりやすいようなところもあったりしております、いろいろな意味で連携が少しずつ進みつつあるというところが、今回一挙に必要性が高まってきていると思いますので、ちょっとかなりアクションを起こしていかなきゃいけない部分があるかなというふうに思っております。

○片山座長 じゃあ、この件はよろしいですか。

○高木顧問 ちょっと余計なことだけれども、僕の友達が多言語情報サービス会社において、法テラスはフィーがえらい安いと言っていましたけど…。

○菅沼第一事業部長 通訳ですか。

○高木顧問 特に法テラスの仕事は大赤字だと言っていました。

○山崎理事 例えば、裁判所の通訳費用でも、通訳の方から、一番不満がでる問題なのは、やはり、通訳料の問題だと思います。

○高木顧問 ただ、これは法テラスだけじゃなくて、いろいろな機関がこういうニーズを持っているはずで。

○山崎理事 通訳の需要を考えると、国際会議、司法通訳、法律相談、介護や医療の現場、

日常生活の手助けなど、数えきれないほどの需要があるのだと思います。また、それぞれの通訳に必要な通訳能力にも差があるのだと思います。さらに、通訳を必要とする各関係機関での通訳の研修や通訳人の確保も難しい課題とされています。このような、需要、通訳人の能力、通訳人の研修、通訳人の確保など、今度は一層切実な問題となってくるのだと思います。

○高木顧問 もう一つ、タイ語とネパール語を今年増やすということで、インドネシア語の話は出てこないんですか。

○菅沼第一事業部長 実は三河の方で、やはりインドネシア語の通訳人確保も難しいし、結構相談があるという話は聞いておるのですが、この言語までしか対応ができていないので、今後の課題と考えております。

○高木顧問 インドネシアの人は結構多いし、地域にもよるけれども。

○中山顧問 一つの情報提供ということで、私は外国籍のいわゆるニューカマーと言われる外国人が多い新宿区というところで仕事をしていましたので、外国人相談とか、こういったことがどういうふうに行われているかを、少しお話をさせていただきます。というのは、是非いろいろな形で連携を互いにさせていただくことが大事かなと思ひまして。新宿区の外国人比率は、今12%までなっています。日本全体における外国人比率が2%を超えたのは平成29年度、ついこの間だと思うんです。それまではせいぜい、1.7%とか、伸びてきてもそのくらいでした。しかし、今後は急速に増加していくと思います。

新宿区においても、私が仕事をしていた4年前くらいまでは、1割を超えたなというのが一つの節目でしたが、またぐんぐん伸びて12%になってきているというような状況です。よく一般的に言われるのが、1割を超えると地域の文化も変わると言われたりするわけですが、そういう中で、新宿区の行政広報は、基本情報を4カ国語で提供しています。それは日本語に振り仮名があると、理解できる人がいることによる日本語ルビつき、それから在住者が多い中国語、韓国語、そして共通語の役割を果たす英語の4カ国語です。

また、法務省の入国管理局のサービス部門と一体となって、新宿歌舞伎町に「多文化共生プラザ」を設置しています。法務省の方は出入国管理相談を、そこでサービスの業務として行い、新宿区多文化共生プラザの外国人相談では、今の4カ国語に加えて、在住者の多いネパール、ミャンマー、タイ語の7カ国語で行っています。近年ベトナムの方々が急速に増加することからベトナム語対応も必要となるのではと思います。その相談員というのはどういう人をお願いするかというと、ネーティブの方で地域でずっと活動されている方とか、そういった方々ですと生活の状況もよくわかるのでと、NPO法人などをつくって活動している方々もい

ますので、そういう方々に協力していただいています。何といても地域でのトラブルは、言葉が通じないというのが一番基本なんですね。

そういったことを踏まえ、多文化共生プラザでは、コミュニケーションができないということがトラブルの大もとになるということで、日本語教室を開催するとともに区内各地の8カ所ぐらいでも実施しています。新宿の外国人は留学生が多いのですが、在住が長くなると、家族形成し、子供も生まれ、保育園にも1割ぐらい外国籍の子供たちがいるというような状況です。基礎自治体の取組は生活を中心としており、相談も法的な部分に特化しているわけではありません。しかし、法律部分は必ずかかわってきますので、こちらと連携をしていただけるととても有り難いと思っています。

新宿区は、高齢者の関連の法テラスの出張相談なども最初にかなり連携していただいて、随分メリットを感じさせていただきました。23区や東京都の場合ですと、弁護士さんを週に何回か、例えば消費生活相談とか、そういったもので需要があるところは、弁護士さんを実際に自治体自体がお願いをして、それに対応している、外国人の方も、一部そういうふうになってきている部分はあるかもしれませんが、連携をしていただけるととても有り難いと思いますし、それから、この事業が全国に展開していくときの一つの取組のモデルというか、事例として参考になるのではないかと思います。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思います。議事3で「認知度調査とこれを踏まえた広報の在り方について」に入りたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○細川総務部長 総務部長の細川から御説明いたします。お手元に配付している資料7を御覧いただければと思います。「認知度調査とこれを踏まえた広報の在り方について」ということで、表面につきましては現状分析と大まかな方針、裏面につきまして、具体的な活動を記載しているものでございます。

最新の調査結果が出ましたので、平成30年度の認知度調査の結果を踏まえて御説明させていただきたいと思います。

まず、表1、名称認知度と業務認知度のグラフでございます。簡単に言いますと、名称認知度というのは法テラスの名前を知っている人の割合と、業務認知度というのはどんなサービスを提供しているのかということをお存じいただいている方の割合の調査結果でございます。

途中、調査方法についての変更がございましたが、おおむねこちらの表に記載していると

り、名称認知度、業務認知度ともに年々増加傾向がございます。30年度はそれぞれ58.0%、16.7%と、いずれも昨年から3.1%、1.5%増加しております。ただ、業務認知度は、やはり20%にも達していないというものでございます。

名称だけ認知されても、困ったときに法テラスに電話すれば、解決の糸口になる情報を得られると、そこまでどんなことをしているかという認識がないと、なかなか利用に結びつかないという側面がございますので、まず第一に、この業務認知度を上げるということが課題であると思っております。

続いて、表2と表3が名称認知度と業務認知度の男女別、年代別の認知度を分析したものでございます。こちらを御覧いただければと思いますが、20代、30代の比較的若い層におきまして名称認知度、業務認知度、いずれも低いという傾向が見られております。昨年の結果ですと、この20代のほか60代以上の方、女性の方につきましても認知度が低い傾向にございます。この認知度が低い層に、いかに法テラスの認知度を上げていくかということも、ポイントであると思っております。

特に20代、若手の認知度でございますが、ちょっとこちらの顧問会議で、5年ぐらい前に同じような表がございましたので、それを見たところ、実は20代の認知度は、ほかの年代より多かったという結果がございまして、それで経年を調べてみたところ、徐々にほかの年代との比較の観点で落ちていっている長期低落傾向が認められております。ですので、若者層に対する広報というのが、非常に重要な課題であると思っております。

これは昨年度、一番下段に書いておりますが、平成30年度、31年度の目標と方針でございます。長期的な2か年という中期的な複数年の期間で広報方針を立てようということで、今年度からの2年間の目標方針計画でございますが、数値目標としましては、先ほど申し上げましたとおり、業務認知度に重点を上げようということで、業務認知度20%を上げる、行動目標といたしましては、先ほど申し上げました20代女性、60代の方に適した広報を実行するというところで、今年度から2か年計画で広報方針を立てているところでございます。

裏面を御覧いただければと思います。こちらが今年度実際にやっている広報での具体的活動の一例でございます。ちょっと数が多いので、ポイントをかいつまんで御説明させていただきますと、まず一番上の地方、関係機関の連携を御覧いただければと思いますが、60代以上の方、女性の方にターゲットを絞るということで、そういった方々が利用される生涯学習センターや女性センターなどにつきまして、業務説明を実施したり、リーフレットの備え置き依頼などを行うということを行っております。

また、中段から下段にかけての部分をご覧いただければと思いますが、動画広告を作成いたしまして、全国のスーパーやコンビニ、大学生協、薬局などのデジタルサイネージ、山手線、そういったところに動画広告を出すと。また、インターネット広告ということで、動画バナーを発信したり、最近若い人たちがよく使うと言われているユーチューブなどで、動画を発信するというところを行っております。

右側が動画広告のサンプルでございまして、一番左が、ロールプレイングを意識して、簡単に言いますとパワハラ・セクハラを法テラスが打ち倒すというようなストーリーの動画でございまして、右側につきましては、法テラス占いということで、これも各複数の星座に関して、借金問題が解決するなどということで、ちょっと注目を浴びようというものでございまして。

そのほか、最近若い方々についてはSNSを活用されているということで、ツイッターやメルマガなどのインターネットを利用した広報も利用しております。ツイッターにつきましては、ここ数年間、積極的に発信を行うことによりまして、現在フォロワーが1万3,000程度に達しているところでございまして。

以上が本年度の目標に従って実施した広報の一例でございまして、媒体の問題もございまして、法テラスがどのような業務をやっているのかということや、いかに発信するかということが課題です。また、特に20代、新聞とかをあんまり読まないというふうに言われている層でございまして、通常の媒体による広報が、なかなか効果を持ちにくいとも言われております。そういったあたりの層につきまして、今後どのように広報を実施していくかということで、今後とも工夫して実施していきたいと思っております。

以上が私からの御説明になります。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見などを伺いたしたいと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○中山顧問 20代というのか、若い人への周知はなかなか難しいですね、どんなものでも、今。それで、随分工夫されていると思うんですけども、坂東先生は大学でかわられていて、若い人たちへの働きかけについてどのようにお考えですか。

○坂東顧問 若い人たちは本当に新聞、活字媒体を余り読まないのが、大変アプローチは難しいんですけども、例えば一番彼らに身近なのが、やはりここにも書いてありますけれども、就活のときにいろいろなトラブルがあり得るし、法律についてのリテラシーが必要になってき

ますので、そこを一つの入り口にして、広報なざる広報資料をおつくりになって、就活センターとかキャリアセンターとか、ほとんど全ての大学がそういう部署を持っておりますので、アプローチされたらどうかと思います。

ほかは本当にスマホとかSNSあたりじゃないと、紙媒体は本当に読まないんですね。本当にうちの学生だけではないと思います。

○中山顧問 最近テレビのコマーシャルも見ているのは、割と年配の人たちで、若い人たちは番組を全録して後から見たいものだけを見ると。それだとコマーシャルは飛ばせるんですね。だからテレビのコマーシャルも若者にはきかないなんていう話も、企業の方から聞いたことがあります。ですから認知度を上げるためには大学機関や地方自治体とか、こういう問題が出てきそうなところに徹底してつながっていく、若い人たちが何か関心を持るとか、必要を感じる場面がどこなのかというところで、着実に取り組むことがベースではと、今のお話を聞いて改めて思いました。

○板東理事長 私が消費者庁にありましたときにも、やっぱり若い人たちに知っていただくというのは大変難しい、なかなか相談などにも、実際いろいろあっても相談窓口にアクセスしていただけない、あるいは認知度がというのがありまして、そのところで一方、今、成年年齢の引下げ、民法で契約などの主体にも若い人たちが、より低年齢者になっていく状況になりますので、一層非常に切実な問題というのが出てきていて、きのう、おとといあたりもテレビでやっておりましたけれども、最近架空請求事件なんかも、かなり若い人が引っ掛かるケースが多いと。それは裁判手続なんかを絡めてのやっぱり脅しのようなものをかけられて、それに乗っかっているというようなケースがあって、なかなか契約あるいは司法手続などに関しての十分な知識がないままに、そういう乗せられてしまうというような、詐欺などに乗せられてしまうというようなケースが出てきたりしております、やはり学校における今高校レベルでの教育というのを、非常に各省が連携しながらやりましょうというのが、成年年齢を引下げを契機として出てきておりますけれども、やはり法テラスに関しても少しそういう若い人、特に20代というよりもむしろ、先ほどのお話のように大学生なんかも高校生なんかも含めて、これは若い人に対して教育現場の方もある程度の情報を提供しないと、非常にリスクにつながるということを学校現場にも認識をしていただく、大学にも認識をしていただくということが必要かなど。

ですから、最初のオリエンテーションとか、そういうときに一言、困ったらこういうところもあるよという情報を入れていただけるような、何かそういう連携などもまた進めていく必要

があるかなというふうに思いますので、ちょっといろいろなところとのつながりというのをつくっていかなくちゃいけないかなと、教えるのに地道にやっていく必要があるかと思います。

○中山顧問 私も現場で消費生活相談などを見ていたときに、消費生活相談の相談者の年齢の山というのは、高齢者のいわゆる消費者被害、それとあわせて若者のところで大きいんです。だから山が2つあって、高齢者の方が高いですけども、若者のところも高いんです。

それで、おっしゃられたとおり、高校の生活科というんですか、そういった先生方に、教科書や授業の中でそういったものがどう取り組まれているか、成年年齢の引下げということもありますから、高校教育の場とこの法テラスがつながるといことなどに取り組んでいくのは大きいのかなと思いますね。

○片山座長 それはそうだと思いますね。一連の今回の事件を見ても、さっきもちょっと言いましたけれども、法的に物事を解決するという思考回路があんまりないんですよ。自治体の場合は、司法というのは実は怖いんです。訴えるぞと言われると、とても怖いんです。

それで、そのときに一昔前までは自治体を訴えるぞという、そういうクレームだったんですね。その場合には幹部が嫌がるんですね、訴訟になるのは。だから市長とか上の人が、そうならないように穏便にという話になって、ちょっと理不尽な要求に屈したりするというケースが多かったんですね。最近では、おまえを訴えるぞという新手の脅しが出てきて、あわせてネットにさらしてやるという、スマホを特定の職員につきつけるという、これがとても怖いんですね。

司法は本当は人権とか一人一人を守ってくれるんですけども、今までは脅しなんですね。この認識を変えてあげなくちゃいけないと思うんですね。一昔前の自治体を訴えるぞという場合には、みんなで防ごうねというので、よしあしは別にして、訴訟にならないようにみんなでやっていたんですけども、あんたを訴えてやると言われたら、みんなほかの人は逃げるんですね、私じゃなくてよかったということでもないんでしょうが。バックアップ体制がないものから、今まで。だから職員はもうとてもおびえるんですね。

今回、野田市なんかも、児相も教育委員会もそういう背景が多分あるんだろうと思うんですね。それは自治体がちゃんとそういうものに屈しないで、訴えられてもいいと、守ってやるという毅然とした姿勢と体制を整えるということが最低限必要なんですけれども、なかなかそれができていないんですよ、今。だからまず法テラスの業務かどうか、よくちょっとわからないところがあるんですけども、自治体の人と接して、脅されたりするような機会の多いところに、少し啓蒙活動をやることもいいのかなと思います。それは認知度とともに効能を熟知して

もらうことにつながるのではないかなと思いますね。

○高木顧問 板東さん、法テラスのことを教科書に書いてあるのだろうか。教科書に載っている。

○板東理事長 教科書には載っているようです。どの程度先生が教えてくださるかというのがあるんですけども。

○鈴木局長 あと、僕の方からですけども、教科書には載るんですが、往々にして社会科の教科書に載っておりまして、仕組み的なところの紹介になるので、名前は黒字になっていたりするんですが、困ったときにここを使うんだという発想がないものですから、今おっしゃられた生活科とか、そういったところとのリンクが是非必要かなと。自分の困ったときに、これは人権とかというよりも、むしろ何かトラブルに遭ったときに、こういったところに相談に行けばいいのだと、これは弁護士の扱いもそうなんですけれども、弁護士という職がありますという紹介だけでは、自分の生活と結びつかないというところが、もうちょっと工夫が必要かなと思います。

○高木顧問 使い方を教わらないとね。

○中山顧問 それから、やっぱり学校の先生たちに知ってもらうというのは大事じゃないですかね。自治体の職員の方が、いろいろな相談やあれでこういった仕組みがあるとか、そういうことには割とつながってきているんじゃないかと思うんですけども、学校の先生にもっとこういった業務の内容、それから、おっしゃられたような、困ったときというようなところで、つなげていただくといいと思うんですね。

消費生活の相談で若者が割と多かったものですから子供たちが被害に遭わないようにするため、高校の先生たちに来ていただいて、教科書の中でどの程度取り上げられているか、また教科書の中に出ているけれども、実際に教え、試験問題に出しているのかというのまで、実は調べたことがあるんですよ。

そうしたら、先生たちにわかってもらうと、結構進んだとかということもありましたから、学校関係者、教員への働きかけというのか、まず認識してもらうというのは、認知度を上げるのに役に立つんじゃないですか。

○片山座長 と思いますね。本当は政治教育というのは、18歳未満に選挙権を下げたので、政治教育をやりましょうということで今やっているんですけども、本当は政治教育もちょっと幅を広げて、そういうのを実践的にやられたらいいと思いますよね。

○鈴木局長 それから高校は公共という科目が今度必修に入りますので、その中身の内実が

多分、政治だったり法だったりこういった分野だったりというところを、多分うまく入れ込まないといけない、今検討はしていただいているところですけども。

○片山座長 さっき鈴木さんが言われた日本の教科書の問題は、地方自治も全くそのとおりでして、地方自治の仕組みを教えてください。議会があつて首長がいて4年に1回選挙をやりますというわけです。また、議会を見に行くんですけども、ほとんど意味がないんですね。自分が困ったときに、例えば子供が保育所に入れなかったときに、自治体行政の中で何ができますかとか、どういうすべがありますかというのを教えるのが、本当の地方自治教育なんですけれども、制度論しか教えないんですよ。

○津島顧問 私は前にも話したんですけども、床屋さんと美容院に詐欺めいた話が出回って、私はそちらの業界の方のトップのところ、法テラスというところに弁護士さんがいるから、相談したらいいよと言ったら、これが一斉に広がって、青森県は床屋さんと美容院はみんな法テラスを知っているといわれています。

○片山座長 環境衛生同業組合ですね。

○坂東顧問 私は今法律関係のドラマ、女性弁護士のドラマに取り上げてもらうといいと思いましたが、それよりそちらの方が草の根に効果がありそうですね。

○片山座長 ドラマでいいますと、さっき言われたスクールソーシャルワーカー、これはNHKがドラマをやりまして、去年、神木隆之介さんが熱血的な弁護士役をやって、とても英雄的にやっていました。あれはいいと思いますね。

○板東理事長 テレビドラマで、実は昨年「健康で文化的な最低限の生活」という人気漫画をドラマ化したのがありまして、そのときに第1回で、法テラスに行きなさいということ、ケースワーカーが10回ぐらい連呼してもらったのがありまして、過払いの事件だったので、生活保護を受けている人が、実はそのお金を使って何か借金を返しているらしいみたいな話で、それで法テラスでちゃんと解決してもらったというのがあって、そういうようないろいろところで、具体的にこういう役割を果たしているんだというのが目に見える形になっていくというのは、効果的かなと思うんですけども、それが認知度向上にどれぐらいつながったかはわからないんですけども、非常にいい形で10回ほど連呼していただいたと。

○高木顧問 昔、警察の科学捜査研究所、誰も知らなかったけれども、テレビで「科捜研の女」というのをやって、物すごく認知度、知名度が上がったよね。法テラスにもこんな話がでてこないのだろうか。

○坂東顧問 それから、さっきの話にちょっと戻りますけれども、ポケトークなど今はとても

翻訳機器が発達していますけれども、あの中に例えば法リテラシーにかかわるような単語をちゃんと入れておくように働きかけるなんていうようなことも実は、間接的ですが役に立つかもしれない。

○山崎理事 言語数が多いことも必要ですが、法律相談とか、法律問題に関する分野の開発が気になります。医療を受ける患者さんの通訳等については、関心が高まり、開発が進んでいるようですが、法律の分野別に特化した通訳機などがあれば理想的です。

○片山座長 それでは、この問題はよろしいでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事は以上です。

これ以外でどなたか、何か御質問とか御発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間もまいりましたので、本日の顧問会議はこのあたりで終了させていただきたいと思います。

事務局の方から御連絡事項がございましたら。

○鈴木局長 事務局から2点御連絡させていただきます。まず、議事録公表の関係でございますが、本会議の議事録の作成についてですが、これまでと同様、事務局において原案を作成させていただきまして、御出席の顧問の皆様にご確認いただき、さらに座長に全体の御確認を頂いた上で、ホームページで公表するという手順を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木局長 よろしくお願ひいたします。

それから、会議終了後、若干の休憩を挟みまして、1時ごろまで昼食会にさせていただければと思っております。よろしくお願ひをいたします。職員の方でお弁当等を準備させていただきますので、御協力のほどよろしくお願ひします。なお、会場はこの会議室となります。

事務局からは以上でございます。

○片山座長 それでは、以上で終わりたいと思いますが、丸島理事さんの方から一言。

○丸島理事 本日は大変お忙しい中、顧問の先生方にお集まりをいただきまして、貴重な御意見、御提言等を頂きまして誠にありがとうございました。

本日のテーマは、今年1年の業務の概要、そして、法改正に伴う新しい業務の進捗状況、また広報など、多岐にわたるものでございました。

今年1年の業務の概要を振り返りますと、報告にもありましたとおり、情報提供業務では、仙台にありますコールセンターへの問合せが昨年12月までで27万件に達しておりまして、この3月末までの平成30年度に換算しますと36万件ぐらいの件数が見込まれます。また、地方事務

所への問合せ件数も、同様の時期までで15万件を超えておりまして、これも年度換算しますと20万件程度の件数となると見込まれており、これら情報提供問合せ件数の総数はこの七、八年の間で最も多い件数になるものと思われまます。それに伴い、民事法律扶助の件数も伸びており、また国選弁護事件も対象となる事件が拡大いたしましたので、これも件数が増加しております、全般に業務が大きく広がっている現状にあります。

さらに、法改正に伴い、認知能力の十分でない高齢者、障がい者の支援やDV、ストーカー、児童虐待の被害者支援、そして自然災害の被災者支援などが新しい分野の業務として加わり、従来の経済的困難な方々に対する支援という意味での法律扶助の枠組みだけでなく、様々な原因により法的支援が必要であるが容易でないという方々に対する支援業務が多分野に広がってきているというのが今日の状況でございます。そして、それに伴い、地域社会における福祉をはじめとする関係機関との連携ということが極めて重要になってきておりまして、本日先生方からいただきました御意見の中でも、保育所、学校、地域の各種のセンターなど、たくさんの関係機関の御紹介も頂きました。今後とも、いろいろなところとの信頼関係を築き、連携を図っていきたいと思っております。

また、津島先生からは、そうした活動を踏まえた上での政策提言などもやってはどうかという御意見を頂きました。法テラスはそのような役割を担っておりませんので、今まで余りそのようなことはしていないのですが、確かにおっしゃられるとおり、法テラスは、業務の中で、法改正や制度改革の基礎となる立法事実にあたる生の事実やデータなどにたくさん接しております。その中で、より良い制度にしていくために、もっとこのようであればよいのになと思うところはたくさんございますので、機会がありましたら、そうしたことについて各方面のご理解を得ていくことも大切なことであるなというふうに思いました。

自治体との関係についても今日お話をいただきました。昨日まで各地のスタッフ弁護士が集まり初めての全国規模の合宿をやっておりまして、スタッフ弁護士の役割やその将来像などを巡って様々な議論をしてまいりました。自治体との連携については、高齢者・障がい者、女性、子供、生活自立支援など様々な分野に広がっておりますが、自治体に職員として入っていくスタッフ弁護士も生まれておりまして、今年の4月から福島県庁と三重県庁にスタッフ弁護士が任期付き職員として働くことになりました。将来的にはまたスタッフ弁護士に復帰してもらい、その経験を活かして活躍してもらおうと考えておりますが、このようなスタッフ弁護士と他職を行き来する動きが始まっております。先ほどお話がありましたとおり、スタッフ弁護士の活動のエピソードは数多くありますが、これを広く皆さんに知っていただいて、さらにその役割

を広げていくことができればと思っております。

以前に片山先生のお話を伺ったとき、片山先生が鳥取知事でおられた頃、訴訟をするぞなどと言って脅されたら、どうぞ訴訟をしてくださいと、むしろ司法手続によって問題を解決することを歓迎したと仰っておられたことが大変に印象的であったのですが、今回の野田市の事件では「訴訟をするぞ」と言われたことが、脅しとなったという事態がまだ続いている現実があることに驚かされました。そういう面でも、我々の努力をこれからもさらに続けていかなければならないと改めて思っております。

各地の地方事務所では、地方協議会と申しますが、関係機関との集まりを持っておりまして、地方事務所の事務局長や職員らが法テラスの業務の説明などを熱心にやってきておりまして、連携関係も広がっております。業務の広がりに伴い職員の業務は質量ともに増加しておりまして、時に疲弊感を訴えられることなどもあります。板東理事長は、この間全国の事務所などを回り、現場での様々な課題などを聞き、業務の改善や人事のあり方の見直しなどに取り組もうとしています。

財政的に厳しさがある中で業務は広がる、そこで人員の確保をどうするかは重要な課題となっています。少子化が続く中で若い働き手は年々少なくなっています。そしてまた雇用の流動化が広がり転職も普通の時代となりつつあります。法テラスの職員の中でも、自治体などの中途採用の枠が広がっていることから、高齢化するご両親のもとに戻るべく地元定着を図るために退職を余儀なくされる方も目立ちます。人員体制の問題、あるいは予算の問題など、これから法テラスの業務を支えていく上で重要な課題であるなど改めて思っておりますので、この面でもいろいろな形でまた御指導、御支援を頂ければ有り難いというふうに思っております。

本日は誠にありがとうございました。また引き続きよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○片山座長 それでは、以上をもちまして、第17回日本司法支援センター顧問会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時58分閉会